

様

契 約 書

—短期入所生活介護—

(介護給付・介護予防)

社会福祉法人 京都社会事業財団
京都市桂川特別養護老人ホーム

短期入所生活介護（ショートステイ）サービス契約書

目次

第一章 総則

第1条（契約の目的）

第2条（契約期間）

第3条（利用者の短期入所生活介護サービス利用）

第4条（短期入所生活介護計画の作成・変更）

第5条（介護保険給付対象サービス）

第6条（介護保険給付対象外サービス）

第7条（短期入所生活介護サービスの提供記録）

第8条（運営規程の遵守）

第二章 サービスの利用と料金の支払

第9条（サービス利用料金の支払）

第10条（保険給付請求の証明書交付）

第11条（利用の中止・変更・追加）

第12条（利用料金の変更）

第三章 事業者・施設の義務等

第13条（事業者及び施設従事者の義務）

第14条（守秘義務等）

第四章 契約者・利用者の義務

第15条（利用者の施設利用上の義務）

第16条（利用者の禁止行為）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第17条（損害賠償責任）

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第19条（契約者からの契約解除）

第20条（精算）

第七章 その他

第21条（苦情処理）

第22条（協議事項）

(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ) 利用契約書

様 (以下「契約者」という。)と社会福祉法人京都社会事業財団 理事長 野口雅滋(以下「事業者」という。))は、契約者が京都市桂川特別養護老人ホームに併設するショートステイ(以下「施設」という)において事業者から提供される(介護予防)短期入所生活介護サービス(以下「サービス」という。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

(契約の目的)

第1条 事業者は介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、利用者の心身機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためにサービスを提供します。

2 事業者が、契約者に対して実施するサービスの内容、費用等の事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、契約締結日から契約者の要支援・要介護認定の有効期間満了までとします。

2 契約満了日の7日以上前までに契約者から文書による契約終了の申出がない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

(利用者のサービス利用)

第3条 施設が提供するショートステイのうち、利用者が利用するサービスの具体的な内容は、サービス利用申込のつど、「重要事項説明書」または「施設サービス計画書」による合意により決めるものとします。

2 利用者が施設の提供するサービスを受けようとする場合には契約者は、利用を希望する期間の初日の3か月前から、施設に対して利用する期間を明示して申込むことができるものとします。この場合施設は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り利用者の利用を断ることはできません。

3 施設は、前項後段において利用者の利用を断る場合にあっては、利用者の利用する居宅介護支援事業者への連絡、その他の短期入所生活介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。

4 施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

(ショートステイ計画の作成・変更)

第4条 施設は、利用者が相当期間以上継続して利用する場合には、主治医の診断書等により、利用者の心身の状況や希望およびその置かれている環境を踏まえて、速やかにショートステイ計画を作成します。

2 ショートステイ計画には、ショートステイの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。また、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合はその内容にそって作成します。

3 施設は、ショートステイ計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、利用者の希望に配慮し、必要に応じて当該ショートステイ計画の変更を行います。又、居宅サービス計画(ケアプラン)に変更があった場合も同様です。

4 利用者又はその家族は施設に対し、いつでもショートステイ計画の内容を変更するよう申出ることができます。この場合施設は、明らかに変更の必要がないときまたは変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、利用者の希望に添うように計画を変更します。

5 施設は、ショートステイ計画を作成または変更するときには、利用者およびその家族等に対しその内容を説明し、利用者の同意を得るものとします。

6 施設は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望するときは速やかに居宅介護支援

事業者連絡するなど必要な援助を行います。

(介護保険給付対象サービス)

第5条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において利用者に、入浴・排泄食事等の介護、その他日常生活上の援助、及び機能訓練・重度化等に伴う看護師の24時間体制の確保等を提供するものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

第6条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供するものとします。

2 前項の他、事業者は重要事項説明書に定めるサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者に対してわかりやすく説明するものとします。

(サービスの提供記録)

第7条 施設は、利用者に対してサービスを提供する毎に、当該サービスの提供日および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を記録し、サービス提供の完結日から5年間保存します。

2 利用者またはその家族等は、施設に対しいつでも前項に規定する記録の閲覧および複写物を求めることができます。ただし、複写に際しては、施設は実費相当額を請求できるものとします。

(運営規程の遵守)

第8条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、この契約に付随するものとして、事業者、契約者並びに利用者ともに遵守するものとします。事業者がこれを変更する場合は、契約者又は利用者に対して事前に説明することとします。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 料 金

(サービス利用料金の支払)

第9条 契約者は、要支援・要介護度に応じて第5条に定めるサービスを受け、「重要事項説明書」に定めるとおりの利用料金から法定代理受領サービスに該当する介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。但し、利用者が未だ要支援・要介護認定を受けていない場合等、法定代理受領に該当しない場合には、サービス利用料金の全額を支払うものとします。

2 契約者は、第6条に定めるサービスについては、「重要事項説明書」に定めるとおりの利用料金を事業者を支払うものとします。

3 事業者は契約者に対し、利用者が利用した各種サービスにつき、内訳および介護保険適用の有無法定代理受領の有無等を明示します。

4 利用料は利用月の翌月10日頃までに請求書を郵送し、契約者指定口座より引落します。

5 事業者は、サービス利用料金の引落（利用月翌月27日）確認後、領収書を発行し、郵送します。

(保険給付請求のための証明書交付)

第10条 事業者は法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合において、契約者から利用料の支払を受けたときは、利用者に対して、サービス提供証明書を交付します。

2 サービス提供証明書には、提供したサービスの種類・内容・利用単位費用等を記載します。

(利用の中止・変更・追加)

第11条 契約者は、利用期間前において、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始の前日までに事業者申し出るものとします。

2 契約者は、利用期間中であっても、サービスを中止することができます。この場合、契約者は、既に実施されたサービスに対する利用料金及び第 15 条の規定等に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

3 前項によりサービスの利用を中止する場合、施設は利用者の心身状況や置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

第 12 条 第 9 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付・予防給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 第 9 条第 2 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者・施設の義務等

(事業者及び施設従事者の義務)

第 13 条 事業者及び施設に勤務する者（以下「職員」という）は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・生活環境等の安全確保に配慮するものとします。

2 施設は、利用者の体調・健康状態等の必要な事項について、施設の医師・看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携するとともに利用者又はその家族から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。

3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、日頃から非常災害に備えるため、地域住民及び消防団等との連携を図り定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行うとともに協力体制を整えるものとします。

4 施設及び職員は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。但し、医師の指示により利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合は、あらかじめ契約者又は家族等の同意を得るものとし、緊急の場合には、その状況を記録し、速やかに契約者又は家族等に説明するものとします。

5 施設は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者又は家族等の求めに応じてこれを閲覧させ、もしくは複写物を交付するものとします。

6 施設はサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第 14 条 事業者および職員は正当な理由がない限り、サービスの提供にあたって知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は職員が退職後、在職中に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

3 契約者は、施設がサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いることに同意するものとします。また施設は、利用者に緊急の医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

4 施設は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

5 その他必要なことに関しては京都桂川園個人情報管理規定に遵守します。

第四章 契約者・利用者の義務

(利用者の施設利用上の義務)

第 15 条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

2 契約者はサービス実施及び安全衛生等の管理上、必要がある場合には、職員が利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー

等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者が、施設・設備等について、故意又は重大な過失により著しい滅失、破損汚損もしくは変更した場合には、自己の費用で原状に復するか又は相当の代価を契約者が支払うものとします。

(利用者の禁止行為)

第16条 利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることはできません。

- (1) 敷地内においては全面禁煙
- (2) 職員又は他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) 決められた以外の物の持ち込み
- (4) その他職員又は他の利用者に迷惑をおよぼすような行為

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第17条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、自己の責任に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第18条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約を定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要支援・要介護認定更新において、利用者が非該当（自立）と認定された場合
- (3) 第19条にもとづき契約者が契約解除を申し出た場合

2 事業者は、前項第(1)号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの契約解除)

第19条 契約者は、この契約の有効期間中、いつでもこの契約を解除することができます。この場合には契約者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者にも文書で通知するものとします。

2 契約者は、第8条第3項及び第12条第3項により、本契約を解約することができます。

(精算)

第20条 事業者が、ショートステイに関して、契約者から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により精算の必要が生じた場合は、事業者はサービスの未給付分等の金額を速やかに返還します。

2 第18条第1項によりこの契約が終了した場合において、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第15条第3項にもとづく義務を契約者が事業者に対して負担しているときは、契約終了日までに精算します。

第七章 その他

(苦情処理)

第21条 利用者またはその家族等は、提供された介護サービスに苦情がある場合はいつでも「重要事項説明書」記載の苦情を受け付ける窓口へ苦情等を申し立てることができます。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第1条記載の目的のため、当事者が誠意をもって協議して定めるものとします。

以上の契約を証するため契約書を2通作成し、契約者および事業者は署名または記名押印のうえ、各自1通ずつ所持するものとします。

令和 年 月 日

契約者 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

代理者 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

(契約者との関係)

事業者 (事業者名) 社会福祉法人京都社会事業財団
(所在地) 京都市西京区山田平尾町17番地
(代表者) 理事長 野口雅滋 印

事業所 (事業所名) 京都市桂川特別養護老人ホーム
(併 設) (介護予防) 短期入所生活介護
(所在地) 京都市西京区下津林東大般若町32番地
(管理者) 施設長 澤田恵美子
(介護保険指定番号) 2674000050